

見る 読む つながる



広報まつぶし

MATSUBUSHI

2022

4

APRIL
No.635



祝
昇段

松伏町出身プロ棋士
及川拓馬 七段

SPECIAL INTERVIEW

松伏町出身 プロ棋士
及川 拓馬 七段
表敬訪問



問合せ 教育文化振興課 社会教育担当 ☎991-1873

及川プロ棋士は、第70期王座戦一次予選において、令和3年12月20日の渡辺大夢六段との対局に勝ち、七段に昇段しました。

2月28日、及川七段が、幼少期を過ごし、将棋と出会った松伏町を表敬訪問され、花束贈呈が行われました。

「5歳の時、父と祖父が将棋を指しているところを見て興味を持ち、父からルールを教えてもらったのが将棋を始めたきっかけ」と及川七段。小学3年で所沢へ転居した後も、日本将棋連盟の松伏支部とは繋がりがあり、覚えてからの頃から将棋を教えてもらった恩師との再会を果たしました。今後の益々のご活躍をお祈りしています。

プロフィール

及川 拓馬(おいかわ たくま) 棋士番号268

1987年5月6日生まれ(34歳)。松伏町出身、練馬区在住。平成10年9月伊藤果八段門下で奨励会入会。平成19年10月プロ棋士の四段に昇段。平成25年1月五段、平成26年10月六段、令和3年12月七段へ昇段。奥様は上田初美 女流四段で2人の姉妹を子育て中。



恩師である松伏将棋サークル会長の三瓶氏と思い出話に花を咲かせました

及川七段に一問一答！

Q対局前のルーティーンはありますか？

A散歩。可能な時は翌日の作戦を考えながら数キロ歩きます。また、棋士は自宅にすることが多いので、ダラダラしないよう毎日同じような生活リズムを心掛けています。

Q印象に残っている対局は？

A第79期順位戦C級1組3回戦
対 飯島栄治七段戦(2020年8月11日)
前期(78期順位戦)を9勝1敗ながら昇級できず、精神的に吹っ切れないまま順位戦がスタートしていました。また開幕2連敗で下を見る状況でしたが、良い内容で勝利することができ自信を持てた1局です。(第80期順位戦でB級2組へ昇級)

Qプロ棋士になれてよかったことは？

A自分の好きなことを仕事にできたこと。いろいろな職業の方とお会いしたり、話しをする機会があることもうれしいことです。

Q大変なことはありますか？

A対局の勝敗は100%自己責任。毎日、将棋の勉強をしないとイケません。

Q松伏町の皆さんへメッセージをお願いします

A幼少期に過ごした松伏の記憶は鮮明に残っており、自分の骨格は松伏町でできたと感じております。また、大人になってからも縁が続いていることをうれしく思います。今後も精進してまいりますので、応援よろしくお祈りいたします。



松伏町リサイクルセンターがオープン!

問合せ 環境経済課 生活環境担当 ☎991-1839

令和元年度から整備を開始した「中間処理場」は、4月1日から「松伏町リサイクルセンター」に名称を変更し、工場棟とストックヤード棟の稼働を開始します。ご家庭の粗大ごみは、有料・予約制です。詳細については、「松伏町ごみ収集カレンダー」をご確認ください。



工場棟(左)とストックヤード(右)

有料

予約制

		令和4年4月1日より	令和4年3月31日まで
持ち込み場所		松伏町リサイクルセンター (松伏町築比地1303-1)	仮設中間処理場
土日の持ち込み		第1土曜日、最終日曜日	月1回土曜日
直接持込	予約連絡先 (リサイクルセンター)	☎992-0531	☎992-0531
	電話受付時間	月～金曜日、第1土曜日、最終日曜日 8:30～17:00(12:00～13:00を除く) (年末年始12/29～1/3を除く) ※1世帯1回につき10点まで	月～金曜日8:30～16:00 (年末年始12/29～1/3を除く) ※1世帯1回につき10点まで
戸別収集	予約連絡先 (収集委託業者:小島商店)	☎080-8815-6163	☎992-0531
	電話受付時間	月～金曜日13:00～16:00 (年末年始12/29～1/3を除く)	月～金曜日8:30～16:00 (年末年始12/29～1/3を除く)

▶直接持込について

- ・7月1日から粗大ごみ手数料を従量制150円/10kgに変更します。
- ※4月1日から6月30日までは、従来通りの品目別による金額となります。
- (※ソファベッド、スプリング入りベッドマットレスは1品につき1,000円加算)

▶戸別収集の品目別料金は「松伏町ごみ収集カレンダー」の料金一覧をご覧ください。

鈴木 寛 氏が副町長に再任されました

問合せ：総務課 秘書広報担当 ☎991-1898

令和4年3月議会において、選任案が同意され4月1日から鈴木寛氏(64歳)が副町長に再任されました。

同氏は、昭和57年に松伏町職員として採用され、企画財政課長、総務課長を歴任し、平成26年4月から副町長に就任し、3期目となります。



令和4年3月議会定例会において、町長から令和4年度施政方針の発表がありました。

施政方針とは、町政運営にあたり、町長が主要施策や予算について、町議会定例会（3月議会定例会）で表明するもので、全文は、町ホームページでご覧いただけます。

令和4年度も「松伏町第5次総合振興計画」に基づき、7つのまちづくりの目標（主要施策）を中心に「各世代が笑顔あふれるまちづくり」の実現のため、町政運営を進めていきます。

主な事業概要と予算は次のとおりです。

子育て支援分野

未来を担う子どもたちが健やかに育つまちづくり

- 利便性向上のため、金杉小学校内の杉の子学童クラブのトイレを改修
- お父さんが埼玉県内の病院で受診した場合の窓口での支払いを廃止し、町が受診料を直接負担(10月から)
- 0歳から18歳までの、全ての子どもとその家庭または妊産婦の方々の相談に対応するための、子ども家庭総合支援拠点を開設
- 中学3年生を対象に学習支援教室を通年で実施し、学習機会を確保

<予算:18億3,722万円>

健康・福祉・社会保障分野

健康で生きがいをもって暮らせるまちづくり

- 老朽化した保健センターの建て替え等の整備に向け、基本計画の策定
- 町の健康事業に参加した町民の方にポイントを付与する「マップー・健幸・マイレージ」を開始（ポイント交換あり）
- 高齢者タクシー等利用料助成対象者を75歳以上の全ての在宅の高齢者に拡充（世帯状況に応じた利用券の交付）

<予算:20億7,942万円>

人権・男女共同・地域コミュニティ分野

町民主体の地域コミュニティ豊かなまちづくり

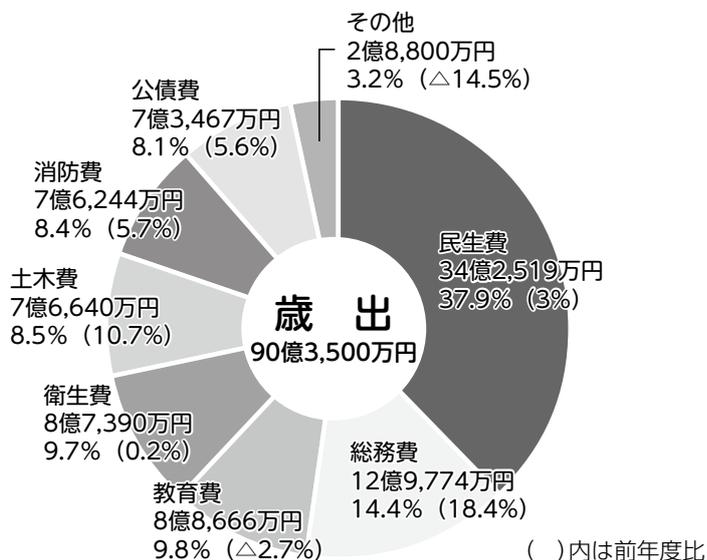
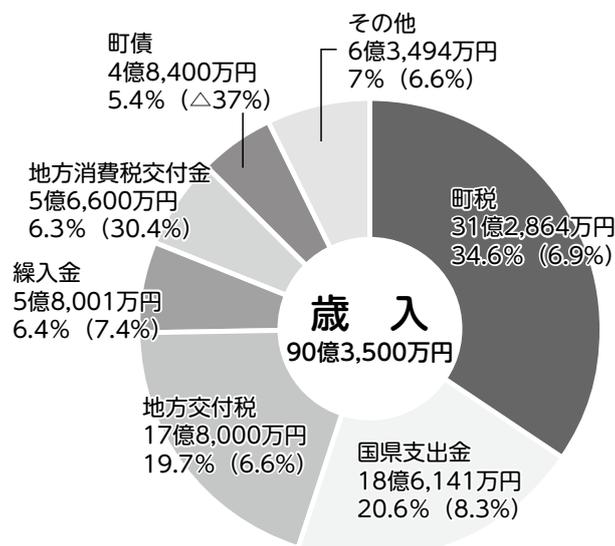
- 自治会に対する各種事業支援や、地域外の方も参加できるイベントを主催する町内団体への支援を通じた、町民主体のまちづくりの推進
- 子どもたちが夢に向かってさらに動き出す、笑顔と頑張る姿が見られるよう、プロスポーツ選手によるスポーツ教室を開催
- 町民の皆さんの郷土愛の醸成を図ることを目的に、町出身の偉人の偉業をマンガにする「偉人マンガ」の製作

<予算:2億1,337万円>

令和4年度 当初予算

一般会計予算

令和4年度当初予算が3月議会定例会で可決されました。一般会計予算は、90億3,500万円で前年度比は4.4%増（3億8,200万円増）、特別会計予算は、58億8,449万円で前年度比2.9%増（1億6,443万円増）、企業会計予算は、8億3,933万円で前年度比4.0%増（3,217万円増）となりました。予算内訳は次のとおりです。



()内は前年度比

まちづくり」の実現に向けて

問合せ 企画財政課
 総合政策担当 ☎991-1818
 財政担当 ☎991-1820

産業振興分野

活気あふれるにぎわいのまちづくり

- 赤岩地区内の水路工事にに向けた実施設計とともに、九尺排水機場、古利根堰、下八間堀悪水路の改修工事
- 町商業の活性化と交流人口の増加を図るため、「松伏ふるさとカレー」スタンプラリーを実施
- 町民の雇用を促進するため、新たに町内へ進出した企業に町民の雇用実績に応じて奨励金を交付



<予算:8,926万円>

生活基盤整備分野

利便性の高い快適空間のまちづくり

- 大川戸地区の町道3号線の拡幅と歩道整備を令和4年度中に完了し、歩行者等の安全の確保
- 上河原・深町地区内の町道8号線の舗装修繕工事及び、松伏第二歩道橋の補修工事を実施
- 松伏田島産業団地内に「田島南公園」オープン

<予算:5億5,006万円>

生活環境分野

安全・安心な暮らしのできるまちづくり

- 災害体制強化のため、防災備蓄品の充実と災害対策本部機能を有する防災倉庫敷地内に非常用電源設備を整備
- 避難行動要支援者が災害時に迅速に避難を行うための「個別避難計画」の改訂
- 松伏町リサイクルセンター（旧中間処理場）の先行オープン

<予算:11億9,648万円>

行財政運営分野

効率的で質の高い町政運営を進めるまちづくり

- 町民の皆様の利便性の向上と業務の効率化等を図るため、DX関連事業の推進
- より良い行政サービスを維持するため、町税を中心とした自主財源の安定的な確保
- 将来の町の進むべき方向性を定める「第6次総合振興計画」の策定に着手

<予算:13億3,959万円>

一般会計予算の歳出の主な使いみちは、次のとおりです。

民生費	社会福祉、老人福祉、児童福祉	土木費	道路整備、下水道事業繰出金
総務費	総務管理費、税務執行、各OAシステム管理	消防費	吉川松伏消防組合負担金、災害対策費
教育費	学校管理費、公民館費、学校給食センター費	公債費	過年度借入れの返済
衛生費	ごみ収集委託、東埼玉資源環境組合分担金		

(単位:万円)

特別会計予算

特別会計の名称	令和4年度	令和3年度	増減額 (増減率)
国民健康保険特別会計	331,272	327,846	3,426 (1.0%)
農業集落排水事業特別会計	889	858	31 (3.6%)
介護保険特別会計	213,916	205,781	8,135 (4.0%)
後期高齢者医療特別会計	42,372	37,521	4,851 (12.9%)
合 計	588,449	572,006	16,443 (2.9%)

企業会計予算

企業会計の名称	令和4年度	令和3年度	増減額 (増減率)
下水道事業会計	83,933	80,716	3,217 (4.0%)

『新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ』

問合せ ワクチン接種予約相談窓口 ☎0570-001-503

※3月16日時点での情報となります。12歳～17歳における3回目の接種などの最新情報は、町ホームページ等をご確認ください。

○12歳になる児童の接種について

次の事項に注意して予約し、接種してください。
なお、「12歳に到達」とは「誕生日前日」となります。

- ・12歳到達前までに1回目を接種する場合
→2回目接種時に誕生日が過ぎていても、2回目も小児用のワクチンとなります。(下記②)
- ・12歳到達以後に1回目を接種する場合
→2回目も一般用のワクチンとなります。(下記③)

参考)
厚生労働省
ホームページ



	<12歳に到達(誕生日前日)>	
①12歳に到達前に 1・2回目接種	1回目接種 小児用	2回目接種 小児用
②11歳で1回目、 12歳で2回目接種	1回目接種 小児用	2回目接種 小児用
③12歳に到達後に 1・2回目接種	1回目接種 一般用	2回目接種 一般用

松伏町農業者支援給付金[次期作付支援]について

問合せ 環境経済課 農政担当 ☎991-1853

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、農業用資材や燃料、肥料などの価格高騰の影響を受ける営農者の皆さんへ、次期作付に対する支援を行います。

▶対象者

町内に住所を有する個人営農者で、※令和3年分の税務申告をしております、かつその申告分の農業収入が50万円以上ある営農者で、今後も営農を継続する方

※農業法人の場合は、直近決算の申告と売上が50万円以上と読み替える。

▶給付額

令和3年分の農業収入又は直近決算の売上額	給付額
1,000万円以上	30万円
500万円以上1,000万円未満	20万円
50万円以上500万円未満	10万円

▶申請期間 4月1日(金)～5月31日(火)

▶提出書類

- ・個人営農者の方は、支援給付金交付申請書及び令和3年分申告書類の写し
- ・農業法人は、支援給付金交付申請書及び直近決算の確定申告書等の写し

※申請書類など、詳しくは、町ホームページをご覧ください。

高齢者配食サービス について

栄養バランスのとれた昼食の配達及び安否確認を行うサービスです。なお、安否確認のため、原則手渡しで配達します。利用者に異常があった場合は、申請時に指定する緊急連絡先へ連絡を行います。

▶対象

町内在住の65歳以上の高齢者のみの世帯の方

▶配食内容

週5日を限度とし、各日昼食を配達します。

※土・日・祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く。

▶個人負担額

200円～280円/1食

※弁当の種類によって異なります。

※本来の価格より町の補助額を引いた後の金額となっています。

▶対象となる弁当

- ①味わい倶楽部「健康弁当」
- ②ワタミの宅食「まごころ御膳」
- ③配食のふれ愛「普通食(ごはん付)」「普通食(おかずのみ)」(きざみ・とろみ加工可)

▶利用方法

役場窓口で申請後、職員が訪問調査に伺い、その後配食を開始します。

※申請後、当日の利用はできません。

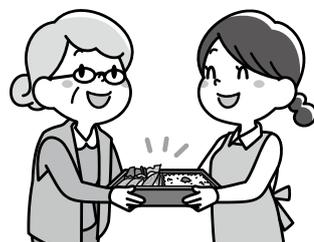
▶申込み・問合せ

いきいき福祉課 地域支援担当

☎991-1882

北部サービスセンター

☎992-1777



4月1日から成年年齢が18歳になります

問合せ 住民ほけん課
戸籍住民担当 ☎991-1866
松伏町消費生活センター ☎984-7208

令和4年4月1日から成年年齢が現行の20歳から18歳に引き下げられます。何がかわるか、私たちの暮らしにどのような影響があるのか理解しておきましょう。

〈成年年齢引き下げによって変わる事〉

18歳(成年)になったらできること	20歳にならないとできないこと (これまでと変わらないこと)
<ul style="list-style-type: none">○親の同意がなくても契約できる<ul style="list-style-type: none">・携帯電話等の契約・ローンを組むことができる・クレジットカードを作ることができる など【関連情報 10ページ】○公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格の取得○性同一性障害の人が性別の取扱いの変更審判を受けられる○普通自動車免許の取得(従来と同じ)○10年有効のパスポートの取得○結婚※注○認知による国籍の取得、帰化条件、国籍の選択、国籍の再取得○分籍	<ul style="list-style-type: none">○飲酒○喫煙○競馬、競輪、オートレース、競艇の投票権の購入○大型・中型自動車運転免許の取得○国民年金の被保険者資格○養子を迎える

※女性の婚姻開始年齢は16歳から18歳に引き上げられ、婚姻開始年齢が男女ともに18歳になります。なお、改正法の施行の際に16歳に達していた女性(2004年4月2日から2006年4月1日までに生まれた方)は、18歳未満であってもなお結婚することができるとする経過措置が設けられています。

詳細は「政府
広報オンライン」
をご覧ください。



「成人を祝う会」から 「二十歳(はたち)を祝う会」へ

問合せ 教育文化振興課
社会教育担当 ☎991-1873

民法改正により18歳から成人になりましたが、松伏町の成人式「成人を祝う会」は引き続き、20歳を対象に「二十歳(はたち)を祝う会」として開催します。

日程 令和5年1月8日(日)

受付 12:00～

式典 13:00～

場所 中央公民館

田園ホール・エローラ

松伏町防災情報架電サービスをご利用ください

問合せ 総務課 庶務防災担当 ☎991-1895

4月1日から電話番号を登録された方に対して、緊急性の高い防災情報などについて、自動で電話をかけて合成音声でお知らせするサービスを開始します。

▶登録対象者

- ・町内に在住し、インターネットや電子メールを利用されていない方で、防災行政無線が聞こえづらい方
- ・サービスの利用を希望する方

▶伝達情報

- ・町からの情報(災害が発生または発生する恐れがある際に町から発令される避難情報など)
- ・消防庁からの情報(弾道ミサイルや航空攻撃に関する国民保護情報など)
- ・町長が認める情報など

▶登録方法

「松伏町防災情報架電サービス利用申込書」に必要事項を記入の上、窓口へ提出、郵送又はFAX、メール送信してください。

※「松伏町防災情報架電サービス利用申込書」は、町ホームページからダウンロード又は総務課窓口でも配布しています。

避難指示を発令しました。避難してください。



令和4年度から対象者拡大します 高齢者タクシー・バス利用券について

問合せ
いきいき福祉課 地域支援担当
☎991-1882
北部サービスセンター ☎992-1777

高齢者の生活支援と社会参加の促進を図るため、タクシー利用券又はバス利用券を交付します。申請時にどちらかを選んでください。

▶**対象者** 町内に住民登録があり、在宅で生活する①又は②の75歳以上の方

①75歳以上の方のみの世帯に属する方

②74歳以下の方も含む世帯に属する方

※いずれも心身障害者福祉タクシー券の交付対象者は除きます。

※年齢は令和4年度末時点のもの。

▶**交付内容** タクシー利用券又はバス利用券のいずれか1つ

▶**申請方法** 本人又は家族等代理の方からの申請後、要件を確認し、その当日に窓口で交付します。

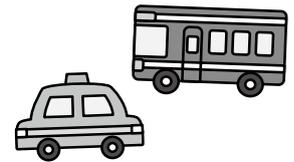
▶**申請場所** いきいき福祉課又は北部サービスセンター

▶**使用方法**

- ・使用目的に制限はありません。
- ・1回の乗車につき1枚まで利用券を使用できます。不足分をお支払いください。おつりはできません。
- ・タクシーに複数人で同乗する場合は、タクシー利用券の交付を受けた人が各1枚ずつ使用可能です。
- ・有効期限を超えての利用はできません。
- ・交付を受けた利用者本人に限り利用券を使用することができます。他者と交換や貸与、譲渡、転売等の不正行為は行わないでください。
- ・利用できる町指定の事業者は次のとおりです。
- タクシー: 松伏交通(有)、飛鳥交通(株)、ユタカ介護サービス、民間救急・介護タクシーすまいる
- バス: 茨城急行自動車(株)(茨急バス)、(株)ジャパントローズ(タローズバス)

	タクシー利用券	バス利用券
①の方	1,000円券 ×8枚	又は 200円券 ×32枚
②の方	1,000円券 ×3枚	又は 200円券 ×10枚

※有効期限は、令和5年3月31日(金)まで。



令和4年度 福祉タクシー利用券を交付します

問合せ いきいき福祉課 障がい福祉担当
☎991-1877

- ▶**対象** 身体障害者手帳1～3級、4級(下肢のみ)の方
療育手帳(A)、A、Bの方
- ▶**交付内容** 福祉タクシー利用券(初乗り料金分×最大18枚)
- ▶**持ち物** 身体障害者手帳又は療育手帳、印かん
- ▶**申込み** 4月1日(金)からいきいき福祉課へ。

風しんの追加的対策事業が延長されることになりました

問合せ 保健センター ☎992-3170

風しんの追加的対策事業は、公的に風しんの予防接種を受ける機会がなく、他の世代に比べて風しん抗体保有率が低い【昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性】を対象に、無料で抗体検査を行うものです。

国からの通知を受け、お手持ちのクーポン券の有効期限を下記の通り延長します。お早めにご利用ください。

有効期限	
令和5年3月31日まで	クーポン券を紛失された方は、郵送又は保健センターで再発行申請手続きを行ってください(持ち物:本人確認書類)

▶**内容・利用方法**

抗体検査を行い、予防接種をする必要があると判定された方のみ風しんワクチンを接種します。いずれも費用は無料です。利用される際は、クーポン券(台紙から剥がさずに持参)と保険証を忘れずにお持ちください。

	全国の医療機関	職場健診	特定健診(町国保のみ)
抗体検査	○	○	○
予防接種	○	—	—

▶**備考**

- ・転出された場合は、町のクーポン券は利用できませんので、転出先へご相談ください。

令和4年度高齢者肺炎球菌ワクチン対象者について

問合せ 保健センター ☎992-3170

▶対象者 今までに肺炎球菌ワクチンを接種したことがない下表の方。

対 象		案内通知等
65歳	昭和32年4月2日生～昭和33年4月1日生	ハガキで通知します。 今までに接種したことが無い方で接種を希望される方は、保健センターへご相談ください。
70歳	昭和27年4月2日生～昭和28年4月1日生	
75歳	昭和22年4月2日生～昭和23年4月1日生	
80歳	昭和17年4月2日生～昭和18年4月1日生	
85歳	昭和12年4月2日生～昭和13年4月1日生	
90歳	昭和7年4月2日生～昭和8年4月1日生	
95歳	昭和2年4月2日生～昭和3年4月1日生	
100歳	大正11年4月2日生～大正12年4月1日生	
接種時に満60歳～満65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がい有し、身体障害者手帳1級を所持している方		

▶接種期間 4月1日(金)～令和5年3月31日(金)

▶接種回数 生涯1回接種

▶費用 3,000円(ただし、生活保護受給者は無料)

▶接種場所 町内の指定医療機関 ※町外で接種を希望される方は、事前に保健センターへご相談ください。

※新型コロナウイルスワクチンとの接種間隔は13日以上空けることとなっています。接種日程を決める際にご注意ください。

人間ドック受診料を助成します

問合せ 住民ほけん課

国保年金担当 ☎991-1868

後期高齢者医療担当 ☎991-1884

松伏町国民健康保険の被保険者の方

▶要件 次の要件に全て該当する方

- ・申請日及び受診日に松伏町国民健康保険に加入している方
- ・人間ドックの受診日に35歳以上の方
- ・国民健康保険税を完納されている方
- ・人間ドックの助成を受ける年度内に特定健康診査を受診していない及び受診する予定がない方
- ・受診結果を国へ統計資料として提供することに同意していただける方

▶定員 150名(申込み順)

▶助成額 人間ドックに要した費用の7割とし、21,700円を限度とします。

▶申込み ①国民健康保険証②免許証などの本人確認書類③特定健康診査受診券(お持ちの方)を持参の上、国保年金担当へお申し込みください。

※受診票等を発行しますので、必ず人間ドック受診前にお申し込みください。(受診後の申請は受け付けできません)。

▶申請 人間ドック受診後1か月以内に①国民健康保険証②人間ドック検診結果表③領収書(「人間ドック」と記載があるもの)④預金通帳(助成金振込口座)を持参の上、国保年金担当に申請してください。

▶注意事項 同一年度に、人間ドックの助成と特定健康診査の受診はできません。

後期高齢者医療保険の被保険者の方

▶要件 次の要件に全て該当する方

- ・松伏町に住民票がある又は松伏町から県外の介護施設等に入所している方(住所地特例適用)
- ・後期高齢者健康診査(集団検査)を受診していない及び受診する予定がない方
- ・後期高齢者医療保険料を完納されている方

▶定員 30名(申込み順)

▶助成額 人間ドックに要した費用(100円未満の端数がある場合は切り捨て)とし、20,000円を限度とします。助成は1人につき同一年度中に1回限りです。また、転入前の市区町村で助成を受けた場合や他の制度により助成を受けている場合には、助成を受けることができません。

▶申込み 受診前に電話で後期高齢者医療担当へお申し込みください。

▶申請 人間ドック受診後1か月以内に①後期高齢者医療保険証②人間ドック検診結果表③領収書(「人間ドック」と記載があるもの)④預金通帳(助成金振込口座)を持参の上、後期高齢者医療担当へ申請してください。

福祉と経済

～江戸時代からの教え～



鈴木 勝

NHKの大河ドラマについて、2021年の「青天を衝け」は毎回欠かさず視聴した。主人公の澁澤栄一翁が、福祉に深く関わった人物だからである。昭和に入ったあたりからの福祉施設との関わりなどを、もう少し描いてほしかった。

さて、澁澤栄一翁の最も有名な著書の一つに、「論語と算盤」がある。その中で、「経済の発展は福祉の充実に使われるべきである」と記されている。二宮尊徳の「報徳仕法」という教えの中で、「経済なき道徳は寝言である、道徳なき経済は犯罪である」と記している。道徳という言葉に「福祉」に置き換えると、「経済なき福祉は寝言である、福祉なき経済は犯罪である」となる。さらに、経済を「開発」に置き換えると、「開発なき福祉は寝言である、福祉なき開発は犯罪である」となる。

福祉には、経済活動や開発活動が必要となることを、江戸時代から分かっていたのだと改めて認識した。

人権
それは愛

大きい人は、えらいのかな？

私は背が低いです。小学四年生でも三年生に背は抜かされています。だから私はクラスの人に『ちび』とよく言われます。その悪口をよく言うのは、ほとんど大きい人です。

私はその悪口を言われたときはこう思います。そんなに大きい人は偉いのかな。

ある時、A君にそのことを言ってやりました。そしたらA君は「うん。偉い。」と言いました。

私は「なんで？」と聞きました。

A君は「俺みたいなかい人は、お前みたいなちびより高い所も届くし、足も速いんだよ。」

私は、その時とても悔しかったです。私はその日、今日あった事をお母さんに話しました。そしたらお母さんは、お父さんの事を話してくれました。

「お父さんはみゆうみたいに小さくて、いじめられてたんだよ。でもね、お父さんは負けなかったんだよ。みゆうも頑張り。」

18歳から大人に!

クレジットカードの利用に気を付けて!!

民法改正により18歳から大人になりました。大人になると、保護者の同意なくクレジットカードを作ることができますが手元にお金がなくとも買い物ができる意味では借金と同じです。利用過多、リボ払い、延滞などにより、支払が困難になる場合があります。利用には支払方法を理解し、必ず明細を確認しましょう。

事例 大人になってネットで簡単にカードが作れた。アルバイトもしていたので、利用額を気にせずネットなどで買い物をしていた。いつの間にか限度額まで使い、支払えず延滞金も発生した。督促状が届き、親に言えず返済するのに借金した。

トラブル防止のポイント!

- ①カードの仕組み、支払方法を理解することが肝心です!
- ②延滞に注意! 利用には支払計画を立てましょう。
- ③高額手数料のリボ払いに注意! カード作成時、最初から設定されている場合もあります。
- ④推測しにくい暗証番号に設定・他人へ貸与しない等、カード管理は厳格に!
- ⑤利用明細は必ず確認! 身に覚えのない請求がありませんか。

困った時、不安に思った時は消費生活センターにご相談ください。

ひとりで悩まず すぐ相談!

消費者ホットライン

188 局番なし

松伏町消費生活センター

又は

☎ 984-7208

問合せ

教育文化振興課 ☎991-1873

企画財政課 ☎991-1815

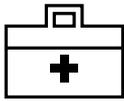
私はその夜、小さくても良い事を考えました。五つぐらい思い浮かびました。一つ目は、隠れるのが上手い事、小さいと狭い隙間の所も入れるから見つけられないからです。二つ目は、習っているバスケのドリブルが少し上手い事、小さい人は大きい人みたいにドリブルが高くないからカットしにくいからです。

私はそのうち寝てしまいました。

私は、学校に行って二時間目の休み時間にまたA君が「ちびちびちっちゃいの～」と言ってきました。そしたら私は「小さくても良い事あるもん。」と言いました。そしたらA君はこそこそ逃げてしまいました。きっとA君は、小さい人にも良い事があると気づき、負けそうだったに違いありません。

私はお父さんみたいに、小さいけど誰にも負けない心の強い人になりたいと思います。

人権作文集～ころ～ より



保健センターからのお知らせ

松伏町大字松伏428 ☎992-3170・4323

※各種事業において、新型コロナウイルス感染症拡大の状況によっては中止する場合があります。

気軽に
ルディックウォーキング
①・② 4月12日(火) まつぶし緑の丘公園(管理センター前集合)・26日(火) 北部サービスセンター(グラウンド集合) いずれも9:30~11:00
定員40名程度 持参 マスク、飲み物

乳幼児健診 4月

受付 13:15~14:00



4か月児 (令和 3年11・12月生) 27日(水)
9か月児 (令和 3年 6月生) 6日(水)
1歳8か月児 (令和 2年 8月生) 20日(水)
3歳4か月児 (平成30年12月生) 13日(水)

※1歳8か月児・3歳4か月児健診では、希望者にフッ素塗布を行います。

※対象の方には個別に通知しています。

9か月児健診では、歯ブラシをプレゼント!

離乳食個別相談会 (要予約:1枠30分)

4月12日(火)9:20~11:20 定員5名



子宮頸がん(HPV)予防ワクチン(女子対象)の積極的勧奨を再開します

厚生労働省からの通知を受け、4月1日より積極的勧奨を開始します。4月以降、順次ご案内を送付します。接種回数・接種間隔についてはお手元に届きます。ご案内をよくご覧ください。

区分	対象:【学年】生年月日	送付物	接種期間
キャッチアップ接種	積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方 ▶H9.4.2~H18.4.1	封書	R7.3.31まで
定期接種	【高1相当】H18.4.2~H19.4.1	封書	
	【中学3年】H19.4.2~H20.4.1	ハガキ	
	【中学2年】H20.4.2~H21.4.1	ハガキ	
	【中学1年】H21.4.2~H22.4.1	封書	
	【小学6年】H22.4.2~H23.4.1	ハガキ	16歳となる日が属する年度の末日まで

※ワクチンの流通・供給状況や接種状況を踏まえて、通知送付時期を変更する場合がありますのでご了承ください。

Hello😊ベビー教室が始まります

Helloベビー教室とは、妊婦さんの日常の過ごし方・お産の心構え・赤ちゃんの育て方など、基礎的なことを学びながらママの友達づくりができる教室です。翌年には同窓会もあります。

3回目は沐浴体験やお父さんのマタニティ体験もあります。

①1回目 5月17日(火) 9:30~12:00
2回目 5月24日(火) 9:30~13:00
3回目 4月19日(火) 13:30~16:00
5月28日(土) 9:30~12:00

②場 保健センター
③持参 母子健康手帳、筆記用具
④☎電話で保健センターへ。



家族のつどいに参加してみませんか

町では、主に統合失調症の方のご家族を対象に、情報交換や親睦を深めることで支えあい、ご家族自身が元気になるための場『家族のつどい』を開催しています。「病気を理解し、どのように接していくのか」、日ごろ困っていることや普段話せない悩みを話してみませんか?

⑤町内在住の患者さんのご家族 ⑥保健センター

▶実施回数 年3回

※「家族のつどい」の案内を希望される方は、保健センターにご連絡ください。

不妊検査費・不育症検査費又は不妊治療費の一部を助成しています

詳細は、保健センターへお問い合わせ又は町ホームページをご覧ください。



子育てインフォメーション

妊娠期から子育て期に役立つ、子供の成長に合わせた子育て支援情報をお届けします。その他にイベントがある場合がありますので、各施設へお問い合わせください。



松伏町地域子育て支援センター

松伏2428-1 ☎990-9010

開所日 月～金曜日(祝日を除く)

開所時間 10:00～15:00

講座 子育て講座「絵本となかよし」

講師:あいのみ文庫

日 4/18(月) 10:10～11:30

対 未就園児の親子 定5組 費無料

申 4/8(金)まで

講座 離乳食・母乳・ねんねのお悩み相談会

講師:染谷 修子

日 5/18(水) 10:10～11:30

対 未就園児の保護者 定5名 費無料

申 4/18(月)～5/9(月)

親子サロン(予約制)

外遊びを中心に自由に楽しく過ごしていただけます。スタッフによる絵本の読み聞かせや手遊びの紹介もあります。

日 ①4/12(火) ②5/10(火)

いずれも10:00～11:30

場 外前野記念会館「ハーモニー」

対・定 町内在住の親子(未就園児) 13名

費無料

申 ①受付中 ②4/19(火) 9:30～

間 松伏町地域子育て支援センター



北部地域子育て支援センター

築比地674-2(農村トレーニングセンター)

☎080-5179-1866

開所日 月・水・金曜日(祝日開所)

開所時間 10:00～15:00

講座 骨盤体操～身体を整えよう～

講師:戸張 達規

日 4/29(金・祝) 10:00～11:45

対 未就園児の保護者・妊婦さん 定5名

費無料 申 4/19(火)まで

講座 親子ピクス

講師:加藤 啓子

日 5/30(月) 10:10～11:30

対 未就園児の親子 定5組 費無料

申 5/2(月)～5/20(金)

支援センター講座の申込み方法

抽選制になりますので、締め切りまでに各支援センターへ(電話申込み可)。申込開始日が休館日の場合、翌開館日に受け付けます。講座中は同室託児があります。

児童館ちびっ子らんど

松葉1-6-3 ☎993-0202

休館日 4日(月)

開館時間 9:30～18:00

サポーターキッズ募集

ボランティアスタッフになって児童館を盛り上げよう!年間を通してイベント準備などを手伝ってくれるお友達を募集します。

対 小学3年生～中学生(登録制)

定 15名(申込み順)

申 受付中(電話申込み可)

ガーデニングクラブ ～児童館で花や野菜を育てよう～

日 第1回目 4月23日(土) 10:00～11:30

4月から9月までの期間で全6回を予定。

対 小学生から

定 10名(定員になり次第締切)

申 4月16日(土)まで(電話申込み可)。

母の日工作教室 ～ブーケをつくってプレゼントしよう～

日 5月7日(土) 10:00～11:15

対 お花紙などでブーケを作ります

対 小学生

定 10名(申込み順)

費 100円(材料代)

申 4月9日(土) 9:30～(電話申込み可)。



町内の幼稚園・保育所(園)・認定こども園 イベント情報

施設名	イベント名	日時	その他
たから幼稚園 申・問 ☎991-2828	園庭開放 大型遊具で遊びましょう	4/15(金)、20(水)、22(金)、 27(水) いずれも15:00~16:30	☎親子でどなたでも
	令和4年度 きららルーム お子様のみで通う未就園児教室です。	4月よりスタート (随時入会受付中)	☎2歳児(H31.4.2~R2.4.1生まれのお子さん) ※見学可
	親子教室にこここクラブ “お庭で遊びましょう”	4/25(月) 10:00~11:00 (9:50受付)	☎H31.4.2~R3.4.1生まれのお子さん
認定こども園 みどりの丘 こども園 申・問 ☎991-2277	園庭開放【要予約】	4/22(金) 10:30~11:50	☎未就園児親子 ☎10組
	こいのぼり製作【要予約】	4/27(水) 10:30~11:50	☎未就園児親子 ☎5組
	令和4年度 ひよこクラブ お子様のみで通う未就園児教室です。	随時入会受付中 ※電話にてお問い合わせください。	☎H30.4.2~R2.4.1生まれのお子さん

すこやか子育て課からのお知らせ

問合せ すこやか子育て課 子育て支援・児童福祉担当 ☎991-1876

子ども家庭総合支援拠点事業を実施します

子ども家庭総合支援拠点は、子どもの健やかな成長をサポートする場所として、子ども家庭支援員を中心に、関係機関と連携を図りながら、実情に応じた適切な支援を行います。

- ▶対象者 支援の必要な子どもとその家庭及び妊産婦
- ▶相談内容 ①相談内容に応じた子育てサービスの案内や関係機関との連絡調整
②児童虐待相談「親から暴言や暴力を受けている」「子どもを叩いてしまう、怒鳴ってしまう」「子どもの話を聞くのが苦痛」等
- ▶連携機関 保健センター、学校、児童相談所等
- ▶相談場所 松伏町役場 すこやか子育て課内

子育て世帯への臨時特別給付金(10万円)の申請期限は4月28日です

新たに9月以降に離婚するなどして、現にお子さんを養育しているにもかかわらず給付金を受け取れなかった方々のお手元にも給付金が届くよう見直しが行われました。

▶申請が必要な方 ①この給付金をまだ受給していない世帯のうち、令和3年9月30日以降、新たに出生した児童の保護者。②9月以降の離婚等によって、現在児童を養育しているものの、給付金を受け取っていない児童の保護者。

▶支給額 お子さま1人当たり10万円

▶申請期日 令和4年4月28日(木)

詳細は、町ホームページをご確認ください。



こども医療費・ひとり親家庭等医療費支給制度登録が必要です

こども医療費 通常、出生や転入等の際に申請する

- ▶対象 町内に住所がある方で、中学校終了前まで
- ▶登録できない場合 生活保護受給者、重度障がい医療費受給者、無保険者等

ひとり親家庭等医療費 母子・父子・養育者家庭の保護者となった際に申請する

- ▶対象 保護者及び高校生以上18歳年度末まで(障がいのある児童は20歳未満)
- ▶自己負担額 入院1日1,200円、通院1月1,000円(町民税非課税者は免除)
- ▶登録できない場合 事実婚状態、児童が施設に入所、児童が国内に住所を有しない、児童が婚姻、保護者又は同居親族の収入が所得制限以上、生活保護者、重度障がい医療費受給者、無保険者

共通注意 出生、転入、その他該当した日から15日を過ぎた場合は申請日から支給、15日以内ならその日に遡って支給

適正受診にご理解・ご協力を 緊急の場合を除き、平日の時間内に受診しましょう。同じ病気で複数の医療機関を受診するのは控えましょう。相談できるかかりつけ医を持ちましょう。

生涯スポーツ
生涯学習

中央公民館
☎992-1321

トイレ改修工事を行っています。
新型コロナウイルスワクチン接種会場として使用しています。
ご不便をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。
休館日:4日(月)・11日(月)・13日(水)・18日(月)・25日(月)
図書貸出日 休館日及び祝日を除く
火・水・木・土曜日 9:00~16:30
金曜日 9:00~11:00

今月の新着図書

- ・母の待つ里 浅田 次郎 著
- ・腰痛は座り方が9割
~ラクな姿勢は腰に負担が!~ 碓田 拓磨 著
- ・手持ちの服でなんとかなります
~スタイリストだけが知っている
着こなしのコツ~ 杉山 律子 著
- ・いえるよ! NO
~わたしらしく生きるための大切な
ことば~ ジェニー・シモンズ 作
クリスティン・ソラ 絵
- ・北里柴三郎 石崎 洋司 著
小坂 伊吹 絵

エローラこども自然塾

「プールのヤゴ救出大作戦!」
☎5月14日(土) 10:00~11:30
(雨天時は5月15日(日)に延期、
当日8:30決定)
●金杉小学校プール(正門集合)
●対・定小学生10名(小学3年生以下
は保護者同伴、申込み順) ●無料
●持筆記用具、魚網、飼育ケース
※動きやすく汚れてもよい服装で

ご参加ください。
●申・問4月24日(日) 10時から電話
で中央公民館へ。

多世代交流学習館メロディー
☎991-2338

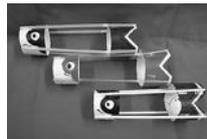
休館日:4日(月)・11日(月)・18日(月)・
25日(月)
図書貸出休止日 上記休館日

今月の新着図書

- ・いつか家族でやりたい99の楽しいことリスト むびー 著
- ・機能向上につながる! 高齢者と
つくる季節の制作春・夏編
世界文化ライフケア
- ・探花 隠蔽捜査 9 今野 敏 著
- ・なぜなぜ、どうして? しょくぶつ
のひみつ 佐々木 知幸 監修
- ・お花のドレスのBプラン
あんびる やすこ 著
- ・やさいのがっこう いちごちゃんは
やさいなのか? なかや みわ 作

おはなしランド
☎4月9日(土) 14:00~15:00
●場2階多世代交流ホール ●無料。
直接会場へ。

作って遊ぼう
☎4月9日(土) 15:00~15:30
「空とぶこいのぼり」
●場2階多世代交流ホール
●無料。
直接会場へ。



子ども読書の日「スペシャルおは
なしランド・ミニコンサート」
埼玉県「子ども読書の日」(4月
23日) 関連事業として、多世代交
流学習館「子ども読書の日」並びに
「読書週間」を設定し、読書好きな

子どもたちの育成を目指します。
◆多世代交流学習館「子ども読書
の日」
☎4月23日(土)
①13:30~14:00 作って遊ぼう
②14:00~15:00 おはなしラン
ド(読み聞かせ)
③15:00~15:30 リコーダーに
よるミニコンサート
●対・定 上記①は、小学生以下15名。
②・③は参加自由。
●場2階多世代交流ホール ●無料
●申不要。直接会場へ。
◆多世代交流学習館「子ども読書
週間」
☎4月23日(土)~5月12日(木)
●場1階ホール
●内手作り大型紙芝居の展示
●問多世代交流学習館

母の日プレゼント講習会
アーティフィシャルフラワー(造
花)を使って、ボックスアレンジを
作り、日頃の感謝を込めてプレゼ
ントしませんか?
☎5月14日(土) 9:30~11:30
●場2階多世代交流ホール
●対・定 小学1~6年生10名(申込み
順) ●600円 ●持筆記用具
●申・問4月23日(土) 9時から多世
代交流学習館へ(電話申込み可)。

B & G海洋センター
☎992-1291
休館日:4日(月)・11日(月)・18日(月)・
25日(月)

気楽に遊び体
☎4月9日(土) 9:00~11:00
●場1階アリーナ ●対どなたでも(1
人でも可)。 ●無料
●持運動のできる服装、体育館シューズ
【今月の種目】さいかつぼーる、ミ
ニテニス、吹き矢(スポーツ)ほか。

広告

省エネ・再生可能エネルギーでGreenFirst

LED照明取替工事 電気設備の設計・施工・保守・管理
太陽光発電設置工事 省エネ環境設備工事を提案します
小型風力発電設備工事 (株)高岡電気工業
電気設備工事トータルリース takaden@peach.ocn.ne.jp
業務用中古エアコンのリース・販売
TEL(991)3850
FAX(991)3855

HOLIDAY ホリデー車検 松伏

車検 基本料金 8,580円(税込)
軽自動車の場合 ワゴンR・ムーヴ
51,260円(税込)~
公的費用
重量税 ￥6,600
自賠責保険 ￥19,730(24ヶ月)
印紙 ￥1,500
車検料
車検基本料 ￥8,580(税込)
検査料 ￥11,000(税込)
事務手数料 ￥3,850(税込)
株式会社 横川鋳油 ☎0120-860-045
tel.048-991-2906 fax.048-991-7271 埼玉県北葛飾郡松伏町松伏135

軽自動車の場合	ワゴンR・ムーヴ
51,260円(税込)~	
公的費用	重量税 ￥6,600
	自賠責保険 ￥19,730(24ヶ月)
	印紙 ￥1,500
車検料	車検基本料 ￥8,580(税込)
	検査料 ￥11,000(税込)
	事務手数料 ￥3,850(税込)

4WD車、ワンボックス車は別途約23,150円が加算されます。
お支払いは、現金又はクレジットカード(公的費用は現金に
てお支払いします。)*輸入車の取扱はお断りさせていただきます。

【主催・指導】松伏町スポーツ推進委員

☎B & G海洋センター

トレーニング講習会(要予約)

☎4月24日(日) 13:30~1時間程度

🏟️2階トレーニングルーム

🏠エアロバイク・多目的マシンの使用方法(要予約)

👤・👥16歳以上の方10名(申込み順) 費無料 申・☎4月20日(水)までにB & G海洋センターへ(電話、代理人による申込み不可)。

令和4年度スポーツ安全保険のご案内

👤スポーツ活動や文化活動などを行う4名様以上の団体

【対象となる事故の範囲】団体管理下での活動中(国内)と団体活動への往復中の事故など

【掛金】中学生以下800円・1,450円・11,000円 高校生以上800円~11,000円

※活動内容により異なります。

【保険期間】4月1日~令和5年3月31日

【補償内容】傷害保険・賠償責任保険・突然死葬祭費用保険

※加入区分により補償金額は異なります。

📄ネット申込みができます。スポーツ安全協会のホームページ上の「スポあんネット」へのリンクからお申し込みください。

郵送で申し込む場合、郵便窓口で振込後、払込受付証明書を貼付した加入依頼書をスポーツ安全協会埼玉支部へ郵送してください。

なお、郵送での申し込みは令和4年度をもって終了します。

※詳しくは「スポーツ安全保険のしおり」をご覧ください。

【配布場所】B & G海洋センター又は公益財団法人スポーツ安全協会

☎公益財団法人スポーツ安全協会 埼玉県支部 ☎048-779-9580

松伏町スポーツ推進委員募集

町では、町民がスポーツに親しみ、楽しむためのお手伝いをするスポーツ推進委員を委嘱しています。

町のスポーツ振興のため、一緒に活動しませんか。

👤町内在住、在勤で、スポーツに関する深い関心と理解があり、職務を行うのに必要な熱意をお持ちの方

【職務】地域でのスポーツ指導者と行政とのパイプ役。主な活動は、体力測定、ウォーキング、ロードレース大会への協力のほか、月1回の定例会、気楽に遊び体など。

【募集人数】4名

【任期】委嘱の日から令和5年3月31日まで **【報酬】**年額28,100円

☎B & G海洋センター

総合型地域スポーツクラブ

「マッピー松伏」

①健康ヨガ(9:40~)	☎4/3、10、17 いずれも日曜日
②バランスボール教室(11:30~)	☎4/5、26 いずれも火曜日
③エンジョイ・ダンス(9:40~)	☎4/6、20、27 いずれも水曜日
④絵手紙教室(10:00~)	☎4/14、28 いずれも木曜日
⑤ケンコー体操教室(11:30~)	☎4/8、15、22、29 いずれも金曜日
⑥ケンコー吹き矢(13:30~)	☎4/8(金)
⑦体幹トレーニング(11:30~)	☎4/9(土)
⑧ピラティス教室(11:30~)	☎4/2、16 いずれも土曜日
🏟️B & G海洋センター	

👤16歳以上の方 費300円(保険代など)。マッピーメンバーシップカードの割引適用あり。

マッピー軟式庭球部

☎4/13、20、27
いずれも水曜日 11:00~13:00

🏟️松伏記念公園テニスコート

👤60歳以上の男性 費300円(保険代など)。マッピーメンバーシップカードの割引適用あり。

📄実施日に開催会場で直接申込み ☎B & G海洋センター

教育文化振興課

☎991-1873

松伏町文化協会に入りませんか?

松伏町文化協会では毎年11月上旬に松伏町民文化祭を開催し、ダンスに歌声の披露、作品の展示等を行っています。一緒に文化祭を盛り上げましょう!

また、文化協会加盟の連合会又は単位団体が行う事業について、年度内一回に限り事業補助金の交付を行っております。(連合会20,000円、単位団体5,000円) ☎松伏町文化協会事務局(教育文化振興課内)

ジュニアリーダー会員募集!

幼稚園・保育園児、小学生と一緒に遊ぶことやイベント企画、ボランティアに興味のある中高生の皆さん、ジュニアリーダーに登録して子どもたちと楽しく活動しませんか?

【資格】町内在住又は在学の中学生・高校生

【年会費】500円(保険料など)

※イベントごとに別途集金することもあります。

📄教育文化振興課にて登録用紙を配布しています。必要事項を記入の上、年会費を添えてお申し込みください。

広告 地球にやさしい工場を目指します



大日本パッケージ株式会社
DAINIHON PACKAGE CORPORATION

環境優良工場受賞 埼玉工場
〒343-0106 松伏町大川戸 2399

TEL 048 (992) 0600
FAX 048 (992) 0716

(株)セレモニーすずき

●地域最安値99,000円(税込)より●

家族葬・一日葬・一般葬

越谷市斎場でのご葬儀はお任せ下さい

365日・24時間受付

松伏町大字上赤岩843-1

☎0120-5940-52 ☎(048)993-0444

松伏町ジュニアリーダー連絡協議会事務局(教育文化振興課内)

松伏町子ども会育成会連絡協議会に加盟しませんか

【募集対象】

子ども会として活動している団体
※町内在住の児童と指導者(成人)により構成されていること。

※一緒に活動する幼児(0歳~5歳)も加入できます。ただし、保護者の加入も必要です。

【年会費】1人140円

※全国子ども会安全共済会加入費です。加入すると松子連主催事業以外の単位子ども会独自の活動も保険の対象となります。

※松子連開催事業への参加費は別途必要です。

【申込期間】随時

【開催予定事業】夏休み親子映画会、松子連体験ツアー(工場見学や体験学習等)、子どもかるた大会(彩の国21世紀郷土かるた松伏予選会)

※各事業で定員が申込み順の場合、優先枠を設けます。

松伏町子ども会育成会連絡協議会事務局(教育文化振興課内)

『松伏町史 資料編 近世』刊行

松伏町史第5巻目となる『松伏町史 資料編 近世』を刊行します。

松伏町に関する記述を含む主に町内所在の安土桃山時代から江戸時代の古文書、絵図をまとめて紹介する内容となっています。資料1点ごとに概要文を付し、内容の分かりやすいものを目指して作成しました。ぜひお買い求めください。

【販売開始】4月18日(月) (予定)

【販売場所】教育文化振興課

【価格】4,000円(税込)

【体裁】B5版 1,000ページ

教育文化振興課

町史編さんだより

○松伏町史編さん事業報告とご協力のお願い

教育委員会では松伏町の原始時代から現代に至るまでの歴史を調査し、『松伏町史』という本にまとめて未来に伝える町史編さん事業を実施しています。

■事業報告(令和3年9月~令和4年2月開催分)

- ①町史編集委員会(2月 資料編近世刊行決議書面協議) ②考古部会(12月 通史編方針会議) ③古代中世部会(1月 通史編方針会議) ④近世部会(毎月 近世編刊行協議) ⑤近現代部会(毎月 執筆再分担・内容協議、史料選択) ⑥石造物絵馬部会(毎月 石造物調査、神社調査) ⑦自然部会(1月 通史編方針会議)

■お願い

松伏町史の編さんに役立てるため、皆さんが所蔵する古いものの寄贈を受け付けています(寄託・一時預かりでも構いません)。古文書(昭和40年代頃まで)、写真、広報(昭和43年以前)、その他が松伏町史を作り上げます。古文書については、一点ごと専用封筒に入れて文書名を付記して目録とともにご返却します。

※民具については所蔵スペースの関係から、現在寄贈を受け付けておりません。ご了承ください。

まつぶし出前講座

「町民編」町民講師を募集!

この度、まつぶし出前講座冊子の改訂(6月末発行予定)に伴い、新たに講師となっていただく方を募集しています。

皆さんの活動や経験、特技などの得意分野を活かす絶好の機会です!ボランティア講師として活躍しませんか。

【講師登録対象者】町内に在住、在勤、在学する方

【報酬】ボランティア講師として活動するため、無報酬となります。

【講座内容】ご自身の知識や得意分野を活かす講座を実施。

【改訂冊子への掲載】5月13日(金)受付分まで。

※締切後も常時講師募集しています。

教育文化振興課

☎991-1873 FAX991-1902

サークル・団体の催し・募集

松伏町春季テニス大会参加者募集

5月8日(日)8:00~(予定)

予備日5月15日(日)

松伏記念公園テニスコート

【種目】男子ダブルス・女子ダブルスとも(選手権の部、初級の部)

町内在住・在勤・在学の方、松伏町テニス協会員

1組3,000円(町テニス協会員は更に1名につき250円引)

【その他】集合時間、組合せは4月23日(土)以降に連絡します

4月15日(金)までに住所・氏名・電話番号を明記の上、下記のいずれかの方法で申し込みください。

テニス協会村田

tennis_association_murata@yahoo.co.jp

テニス協会増田 FAX991-7717

越谷駅西口1分

月曜日午前も女医診療を始めました
女医診察ご希望の方は受付へ。
※混み合っている場合はご要望に添えない場合もございます

医療法人社団 恩志会

越谷肛門胃腸クリニック

●日帰り痔手術 ●大腸がん検診 ●各種保険取扱
●胃・大腸の内視鏡検査 ●過敏性腸症候群治療
●木曜女医によるレディース(診察時間は10:00~12:00)(女性専用待合室あり)

診療時間	月	火	水	木	金	土	日	祝日
午前 9:30~12:00	○	○	○	○	○	○	×	×
午後 4:00~6:00	○	×	×	×	×	×	×	×

tel. 048-960-2233 http://www.ok2.or.jp

埼玉県越谷市赤山本町8-5 山六ビル2F

ok2 越谷 で 検索

大学生スタッフ 急募

週2日以上
平日 14:00~19:00
長期休み期間中 8:00~19:00
時間・曜日応相談
時給970円 交通費1日300円

かしのき学童クラブ
松伏町松伏188-1
TEL 048-991-7830

広告

手工芸作品展

毎年町民文化祭へ手工芸作品を出展しています。会員一同、一生懸命作品づくりに取り組みましたので、ぜひご覧ください。

日5月3日(火・祝)～5日(木・祝)

10:00～17:00

(3日のみ、12:00～)

場外前野記念会館ハーモニー

内木目込み、クラフト、編み物、手工芸雑貨の展示。希望に応じて販売も行います。

【主催】松伏町文化協会 手工芸「雅会」

問屋代 ☎991-8588



募 集

<町の募集>

健康大学受講生募集

対町内在住60歳以上の方

内書道、絵手紙、フォークダンス、太極拳、手工芸、舞踊、カラオケ、生け花、民謡(各講座月1回開講、日程は申込み時にご確認ください。)

【受講期間】6月～翌年2月9回(予定)

費無料(※1人3講座まで受講可)

【申込用紙】北部サービスセンター又はいきいき福祉課窓口にて配布

申4月11日(月)から22日(金)までに(土・日曜日を除く)、郵送又は持参で、いきいき福祉課又は北部サービスセンターへ申込用紙を提出してください。申込み順ではありません。定員を超えた場合は抽選を行います。

問北部サービスセンター

☎992-1777

手話奉仕員養成講座 (基礎課程)

聴覚障がい者の手話が理解でき、

手話で日常会話ができることをめざす講座です。手話をろう者の方から学ぶことができます。

日6月3日(金)～12月2日(金)

毎週金曜日 19:00～21:00全24回(特別講演を含む)

場役場会議室

対町内在住・在勤・在学で、手話奉仕員養成講座(入門課程)の修了証・受講証をお持ちの方、又は同等レベルの方 定20名(申込み順)

費3,300円(テキスト代(入門編・基礎編)。お持ちの方は不要)

【講師】宮下 昭宣氏ほか

申・問4月1日(金)から28日(木)までにいきいき福祉課(☎991-1877

FAX991-3600)へ。

<その他の募集>

普通救命講習Ⅰ及びⅡ

日5月15日(日)9:00～12:00(Ⅱは13:00)

場吉川消防署

内成人を対象とした心肺蘇生法やAED、異物除去、止血法など。

定20名 定無料

内4月18日(月)～5月6日(金)

問吉川松伏消防組合警防課

☎048-982-3968



お 知 ら せ

<町のお知らせ>

国民年金学生納付特例制度

【学生納付特例制度について】

学生の方も20歳になった時から、国民年金に加入し保険料を納めることとなります。しかし、本人の前年の所得が一定以下で納付することが困難な場合は、在学期間中の保険料が猶予される「学生納

付特例制度」を申請することができます。国民年金を未納のまま放置しておく、加入中に発症した病気等で障がいをもつことになった場合、障害基礎年金等が受けられない場合がありますので申請を希望する方は早めに手続きをしてください。

また、学生納付特例制度は過去に遡って申請することができます(最長2年1か月)。

【学生納付特例期間の承認を受けた方】

この特例期間については、年金の受給資格期間には算入されますが、年金額に反映されません。

そこで、承認を受けた期間で10年以内の期間であれば、遡って納めることができる「追納」制度があります。追納することにより、老齢基礎年金の年金額に反映されるようになります。

ただし、追納する場合の保険料額は、承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降から承認当時の保険料に加算金額が上乗せされます。

【手続きに必要なもの】

①年金手帳又は基礎年金番号通知書 ②学生証又は在学証明書(令和5年3月31日までの有効期限が確認できるもの)

※本人以外が申請する場合、来庁者の本人確認書類が必要です。

また、申請人と代理人の方が別世帯の場合は委任状が必要です。

問住民ほけん課 ☎991-1870

転入・転居を検討されている 新婚さんへ ～結婚新生活支援事業～

松伏町内で結婚生活をスタートする新婚世帯に、住居費や引っ越し費用などの一部を助成します!

【居住費】松伏町内の物件の取得

広告

そろばん生徒募集!

右脳をしよう! 楽しくパチパチ

小2年・午後4時～ 月・火・木・金

フラッシュ暗算・100マス計算

●そろばんプレゼント中●

大人も大歓迎

前野計算・学習クラブ

【電話】991-3809 090-3088-7716

集中力 考える力 成績 UP!
★無料体験に来てね★

お葬式の悩みや不安はございませんか?
『事前相談』で悔いのないお葬式を。

さい しん しき てん
株式会社 彩心式典

お問い合わせは 24時間受付 ☎ **0120-79-7676**

埼玉県越谷市大成町 2-101 <http://www.sougi-saishin.com>

費・賃料・共益費・敷金・礼金・仲介手数料

【引っ越し費用】婚姻に伴う引っ越し業者や運送業者への支払い

※助成には条件、所得制限等があります。

☎すこやか子育て課
☎991-1876



小児慢性特定疾病児童への日常生活用具の給付

小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活を支援するため、日常生活用具の給付を行います。

☎埼玉県から小児慢性特定疾患医療券(受給者証)の交付を受けている児童

【用具の種類】便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車椅子(電動以外の場合)、パルスオキシメーター等。

【費用負担】同一世帯全員の所得状況に応じ、一部費用の自己負担があります。

【条件】在宅で日常生活を営むのに支障があり、日常生活用具を必要とする児童のうち、他の法律等用具給付制度を利用していない者。

☎すこやか子育て課 ☎991-1876

令和4年度後期高齢者医療保険料の特別徴収(年金天引き)について

【新たに特別徴収が始まる方】

4月から特別徴収が始まる方には2月中旬に「特別徴収開始通知書(仮徴収)」を送付しました。6月から特別徴収が始まる方には4月下旬に、8月から特別徴収が始まる方には6月下旬に送付する予定です。

なお、4・6・8月の保険料額は、前年度の保険料をもとに仮算定したものです。

【昨年度から引き続き特別徴収で納めていただく方】

4・6・8月分の保険料額は、昨年7月に送付した「特別徴収開始通知書(本徴収)」にてお知らせしています。

☎住民ほけん課 ☎991-1884

後期高齢者医療の窓口負担割合の見直しについて

令和4年10月1日から、一定以

上の所得がある方は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割となります。詳細は、埼玉県後期高齢者医療広域連合のホームページをご覧ください。

☎住民ほけん課
☎991-1884



令和4年4月から国民年金保険料が変わります

令和4年度の国民年金保険料は月額16,590円になります。

日本年金機構より送付される納付書で、金融機関又はコンビニエンスストアで納付ができます。また、口座振替やクレジットカードでも納付することができます。なお、まとめて前払いすると割引が適用されます。

☎住民ほけん課 ☎991-1870

保養施設のご利用について

町では、加入者の健康保持増進を図る目的から、ホテル・旅館などの契約保養施設の利用料を助成しています。ご家族の旅行などにご利用ください。

※指定保養所リストは窓口にて配布。

☎国民健康保険又は後期高齢者医療保険の被保険者

助成金額 年間1泊に限り大人2,500円 子供1,500円

申請方法 事前申込制のため、必ず利用日の5日前までにお手続きください。※いかなる場合でも、利用後の申請は受付できません。

☎住民ほけん課

☎991-1868(国保年金担当)

☎991-1884(後期高齢者医療担当)

介護保険料・後期高齢者医療保険料のキャッシュレス決済・コンビニエンスストアでの納付を開始します

介護保険料・後期高齢者医療保険料を納付書でご納付いただいている方は、4月からスマートフォン決済アプリ(スマホ決済アプリ)とコンビニエンスストア(コンビニ)でもご納付いただけます。

【利用できるスマートフォン決済アプリ】LINE Pay、PayB、PayPay

【利用できるコンビニエンスストア】セブン-イレブン、ファミリーマート、ミニストップ、ローソンなど。

※その他コンビニについては、納付書同封の資料をご覧ください。

＜ご利用上の注意＞

・原則として令和4年4月以降に発生した保険料が対象となります。納期限の過ぎた保険料は、スマホ決済アプリ・コンビニではご納付できません。金融機関又は松伏町役場会計室でご納付ください。

・コンビニ等の店頭では、スマホ決済アプリを利用したご納付はできません。

・コンビニ等の店頭では、バーコードが印字されていない納付書はお使いできません。

☎住民ほけん課 ☎991-1884

いきいき福祉課 ☎991-1886

土地や家屋の価格の縦覧 固定資産税台帳の閲覧

【土地や家屋の価格の縦覧】

固定資産税の納税者は、土地価格縦覧帳簿、家屋価格縦覧帳簿により、町内の土地・家屋の価格を縦覧できます。

なお、縦覧の主旨である価格の比較という観点から、所有者に関する情報は一切掲載しておりません。

☎4月1日(金)～5月31日(火)

8:30～17:15(土・日曜日及び祝日を除く)

☎税務課 ☎無料

【縦覧できる方】固定資産税(土地及び家屋)の納税者(同一世帯の親族を含む)・代理人

☎本人確認書類、委任状(代理人の場合)

【固定資産税台帳の閲覧】

固定資産税の納税義務者は自己の所有する固定資産について、課税台帳(名寄帳)の写しを受け取ることができます。また、借地人・借家人は借地・借家物件のみの価格等が記載されている課税台帳の写しを受け取ることができます。

☎通年 8:30～17:15(土・日・祝日を除く)

☎税務課(郵送による申請も可)

☎縦覧期間中は無料(期間外は所有者毎に100円及び借地人・借家人は縦覧期間にかかわらず土地5筆・家屋5棟毎にそれぞれ300円)

【閲覧できる方】固定資産税の納税義務者(同一世帯の親族を含む)・代理人、借地人・借家人(借用にかかる固定資産のみ)

④本人確認書類、委任状(代理人の場合)、借地・借家契約書(借地人・借家人の場合)

⑤税務課 ☎991-1831

農業用排水路の維持管理費の一部を補助します

【補助対象団体と対象活動】

農業団体や地域の団体等が農業用排水路の「泥上げ」に要する経費(ただし、最低100m以上を実施する活動が対象)

【補助金額】

1m当たり150円(ただし、1団体当たり1年度につき3万円限度)
※補助金は予算の範囲内で交付。

【申請方法】

申請書に必要事項を記入し、事業計画書を添付して環境経済課へ提出してください。

⑤環境経済課 ☎991-1853

重度心身障がい者医療費の請求について

受給資格をお持ちで医療費を請求されていない方は、請求手続きをしてください。

請求期限は、医療費を支払った日の翌日から5年以内です。医療保険から療養費の給付を受けた、はり・きゅう・マッサージ、治療用装具の自己負担分も対象です(療養費の決定通知等が必要な場合があります)。

④①身体障害者手帳1～3級の方
②療育手帳(A)、A、Bの方
③精神障害者保健福祉手帳1級の方
④後期高齢者医療の障害認定を受けている方

※平成27年1月1日以降に、65歳以上で新たに上記の等級の障害者手帳を交付された方は対象外です。

※精神障害者保健福祉手帳の交付による当制度の登録者は、精神病床への入院にかかる医療費は支給対象外です。

※所得により支給停止となることがあります。

④請求書(いきいき福祉課でお渡ししています)、医療費の領収書

請求・問い合わせ福祉課

☎991-1877

公募補助金の申請を受付中

本制度は、町内に活動拠点を有するなどの一定条件を満たした『団体』が、町の活性化につながるような事業を企画・実施し、その事業に町が補助金を交付するものです(※審査があります)。

【申請期間】5月31日(火)まで

【対象団体】定款、規約、会則その他これらに準ずるものを有している団体、町内に活動拠点を有する団体、公共の福祉に反しない団体

【対象事業】町内で実施される事業、町内外から参加が見込まれる事業、公益的、公共的な事業、国や町等から別の補助金を受けていない事業

【補助金上限】5万円

【補助率】補助対象経費の1/2以内
【応募要項等の配布】役場、北部サービスセンター、まつぶし緑の丘公園、中央公民館、B&G海洋センター、多世代交流学習館

※詳細については町ホームページ又は企画財政課窓口で配布している応募要項をご確認ください。

⑤企画財政課 ☎991-1818

交通指導員の登録受付

交通指導員として、子どもたちの安全のために働いてみませんか。
④20歳以上70歳未満の方(定年75歳)

【受付】随時受付(電話可)

【仕事の内容】

採用 交通指導員に欠員が生じた場合、適宜、登録者の中から選考します。(その際は履歴書を持参いただき、面接を行います)

職務 登校時の立哨指導(原則、平日の午前7時頃から1時間程度)、交通安全啓発活動、交通安全教室、町の事業等における交通誘導 など
任期 委嘱日から2年間

報酬 月額31,500円

⑤総務課 ☎991-1895

令和4年度就学援助制度

小・中学生のいるご家庭で、次の

いずれかの要件に該当する保護者に審査のうえ就学費用を援助します。

【要件】①生活保護は受けていないが、援助を必要とする状況にある保護者
②世帯が非課税等、経済状況がよくないと教育委員会が認めた保護者

※昨年度に就学援助の認定を受けた方や新入学児童生徒学用品費等の入学前支給を受けた方も、毎年度申請手続きが必要です。

4月8日(金)から28日(木)までの申請は4月認定、5月2日(月)から令和5年2月28日(火)までの申請は翌月の認定となります。

【援助する費用】学用品費、通学用品費、学校給食費、校外活動費、修学旅行費など

【必要なもの】印かん(認印)、振込先口座の通帳又はカード(町内金融機関のもの)

※申請書に記入していただく同一生計世帯員には、住民登録上、別世帯でも同じ住所に住民登録がある全員の方が該当し、単身赴任等により別居中の家族や児童生徒と同居する祖父母・叔父叔母なども含まれます。

④・⑤教育総務課 ☎991-1807

進学準備資金の貸付に 利子補給を行います

④次の全てに該当する方

①松伏町に住民登録していて、現に町内に在住している保護者
②高等学校及び大学等に進学することが確実である者の保護者

③独立行政法人日本学生支援機構及び埼玉県社会福祉協議会の生活福祉資金制度等の就学資金の貸付けを受けていない者

④町県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税を完納している者(納期限が到来しているものに限る)

※昨年度に認定を受けた方も、毎年度申請手続きが必要です。

【利子補給額】支払利子の総額(上限5,000円)

【必要書類】進学準備資金貸付決定通知書の写し、貸付償還予定表の写し、融資の償還が確認できるもの、在学証明書

④・⑤教育総務課 ☎991-1807

<その他のお知らせ>

越谷・松伏水道企業団 公式ツイッターアカウントを 開設しました

水道事業の紹介、事故や災害時の緊急情報などをお知らせしています。ぜひフォローしてください。

【アカウント名】

越谷・松伏水道企業団



【アカウント】

@koshi_matsu2021

📍越谷・松伏水道企業団総務課

☎048-971-7904

越谷・松伏水道企業団
@koshi_matsu2021

プロフィールを閲覧



令和4年度集合狂犬病予防注射を実施

問合せ 環境経済課 ☎991-1839
生活環境担当

狂犬病予防注射は、「狂犬病予防法」により必ず年1回、飼い犬に受けさせることが義務付けられています。

町では、下記の日程で集合狂犬病予防注射を実施します。ご都合の良い日にお近くの会場でお受けください。(雨天決行)

日時	場所
4月20日(水)	9:30 ~ 10:30 田島集会所
	11:00 ~ 12:00 赤岩農村センター
	13:30 ~ 15:00 多世代交流学習館
4月21日(木)	9:30 ~ 10:00 水汲自治会集会所
	10:30 ~ 12:00 北部サービスセンター
	13:30 ~ 15:00 まつぶし緑の丘公園
4月22日(金)	9:30 ~ 11:30 ふれあいセンター
	13:00 ~ 15:00 松伏町役場

▶費用 3,500円(注射手数料2,950円、注射済票交付手数料550円)

▶持ち物 お知らせのハガキ(犬の登録が済んでいる方に、4月上旬頃に送付予定です)、フン尿を処理する用具

▶予防注射ができない犬 生後90日以内・体調が悪い・妊娠中・1か月以内に混合ワクチン等を接種した

▶その他 新規に登録する犬は、登録手数料3,000円が別途必要です。



動物病院で狂犬病予防注射を受ける方へ

【町内のおがわ動物病院、まつぶしパレオ動物病院】

動物病院で注射済票を交付しますので、動物病院に「お知らせ」のハガキを提出してください。(手数料550円)

【町外の動物病院(獣医師)】

動物病院で注射済証明書を発行してもらい、環境経済課へお持ちください。注射済票を交付します。(手数料550円)

※動物病院で狂犬病予防注射を受ける場合は、動物病院が定める注射料金が別途必要です。

えせ同和行為を排除しましょう ー 埼玉えせ同和行為対策強化月間 ー

本町を含む埼玉12市町では、毎年4月を「埼玉えせ同和行為対策強化月間」と定め、同和問題の正しい理解の妨げとなっている「えせ同和行為」の排除を呼びかけています。

「えせ同和行為」とは

同和問題の解決を口実に、個人、企業、行政機関などに対して「図書等物品購入の強要」や「寄附金・賛助金の強要」など、不法・不当な行為や要求をすることです。

このような行為は、要求を受けた人が被害に遭うだけでなく、同和問題に対する誤った認識を植えつけ、新たな偏見や差別意識を生む要因となり、同和問題解決の大きな障害要因となる許されない行為です。

えせ同和行為は断固拒否しましょう

えせ同和行為の要求に応じる必要はありません。その場しのぎの安易な対応は、かえって相手につけ込まれます。終始、き然とした態度で断固拒否し、えせ同和行為を排除しましょう。

同和問題(部落差別)に関する正しい理解を深めましょう

同和問題とは、同和地区(被差別部落)に「住んでいる」あるいは「生まれた」ということを理由とした不合理な偏見により、結婚や就職、日常生活などの面で差別を受け、基本的人権が侵害されるという、日本の歴史の中で生み出され、現在もなお存在する我が国固有の重大な人権問題です。埼玉12市町では「部落差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、同和問題の正しい理解が図られるよう、人権教育・啓発活動を推進しています。



法務省:えせ同和行為を排除するために

問合せ

企画財政課 ☎991-1815

教育文化振興課 ☎991-1873